

厚岸町規則第27号

厚岸町高齢者帯状疱疹予防接種費用助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町高齢者帯状疱疹予防接種費用助成規則の一部を改正する規則

厚岸町高齢者帯状疱疹予防接種費用助成規則（令和6年厚岸町規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「任意接種である」を削る。

第3条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第3条第1項の表帯状疱疹の項に規定する者ではない者又は対象者であって予防接種を完了していない者

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（適用除外）

- 2 この規則の施行の日から令和8年3月31日までの間においては、第3条に規定する対象者から、令和7年3月31日において100歳以上の者及び同年4月1日から令和8年3月31日までの間に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳に達する者を除く。
- 3 令和8年4月1日から令和12年3月31日までの間においては、第3条に規定する対象者から、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳に達する者を除く。